

平成26年6月採用予定

蒲郡市職員採用候補者試験要綱

この試験についてのお問い合わせは…

蒲郡市役所 企画部 人事課
(新館 5 階)
〒443-8601
蒲郡市旭町17番1号
電話 (0533) 66-1163

合格を目的とした口添えや依頼があった場合は、
合格を取り消すことがあります。

申込書の記載事項に虚偽があると、
職員として採用される資格を失う場合があります。

蒲郡市職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

1 採用する職種、予定人員及び受験資格・採用条件等

職種等	人員	受験資格・採用条件等
一般事務職 (身体障害者)	若干名	身体障害者手帳を持ち、その障害が1級から6級までの人で、昭和60年4月2日以降に生まれた人（ただし、自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務可能な人）

(注) (1) ただし、採用試験の受験には、活字印刷文による筆記試験や口答試問（面接など）、及びCD音声による適性検査に独力で対応できることが必要となります。

(2) 次に該当する人は受験できません。

- ① 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ② 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 日本の国籍を有しない人も受験できます。ただし、日本の国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわることができないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。

2 試験の日時及び場所

試験	日時	場所	結果発表
筆記・口答 試験	平成26年4月26日(土) 午前8時40分集合	蒲郡市役所	決定次第本人に通知 します。

(注) (1) 合格を目的とした口添えや依頼があった場合は、合格を取り消すことがあります。

(2) 申請書の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

3 試験内容等

- (1) 試験内容
- ア 教養試験（多肢選択式）：一般的な知識及び教養
 - イ 作文又は小論文
 - ウ 適性検査
 - エ 面接試験
 - オ 書類審査

4 受験手続

申込書の請求先 及び受験申込先	蒲郡市役所 企画部 人事課 (新館5階) 〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号 電 話 0533-66-1163 (人事課直通) 0533-66-1111 (代表) 内線 1553 URL http://www.city.gamagori.lg.jp/
受付期間	平成26年4月3日(木)から4月14日(月)までの 午前8時30分から午後5時まで (土曜日、日曜日は除く。) (<u>郵送不可。本人又は家族の方が持参してください。</u>)
提出書類	蒲郡市職員採用候補者試験申込書 (用紙は人事課又はホームページ) 蒲郡市職員採用候補者試験受験票 (用紙は人事課又はホームページ) 自己PR書 (※(4)参照) 身体障害者手帳等の写し

- (1) 申込書及び受験票に必要な事項を記入(手書き)のうえ写真を貼付し、自己PR書と身体障害者手帳等の写しを添えて人事課に提出してください。提出書類に不備のある場合は受け付けることができません。
- (2) 募集要項、申込書等については、蒲郡市役所のホームページからダウンロードし、使用することができます。
- (3) 遠隔地に住んでいる方で、申込書等の用紙を郵送で請求する場合は、返信用切手を貼付し、あて先等を明記した返信用封筒(長形3号: 120mm×235mm)を必ず同封してください。ただし、受験申込については郵送ではできませんのでご注意ください。
- (4) 自己PR書は、各自でA4サイズ用の紙1枚を用意し、その片面を利用して作成してください。自己PR書には氏名明記のうえ、自分の知識や経験などをPRし、それをどのように行政に活かしたいかを記入してください。書式は問わず、表現方法は自由です。
- (5) 提出された申込書等は一切お返ししません。

5 勤務条件等(勤務時間及び休日は勤務場所により異なる場合があります。)

- (1) 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分 7時間45分(休憩60分)
- (2) 休 日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- (3) 休 暇 年次有給休暇 年間20日
その他結婚・忌引等の特別休暇があります。
- (4) 給 与 給与は、平成26年4月1日現在で算定すると概ね次のようになります。
 - ① 初任給 大学卒 178,800 円
短大卒 155,700 円
高校卒 144,500 円
*職歴等ある場合には、蒲郡市職員の給与に関する条例施行規則第9条に基づき決定します。(不明な点はお尋ねください。)
 - ② その他 支給要件に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末勤勉手当(年3.95月)等が支給されます。
- (5) そ の 他 共済組合保険、共済年金、互助会、各種共済制度があります。